

「長吏文書」との出会いと関心

藪田 貫

要 約

『悲田院文書』の解説に触れていた「破棄された」はずの「長吏文書」が神戸市立博物館所蔵藤本文書の中にあると確信したのは、一九九三年のことである。その後、「大阪の部落史」編纂事業と協力することで、二〇〇二年、「長吏文書研究会」の立ち上げとなった。「長吏文書」の出現は、近世大坂の研究に新生面を切り開くことは間違いないが、大坂町奉行と天王寺長吏との間に、どのような繋がりがあったのかを解き明かすことに私の最大の関心がある。

はしがき

一 はしがき

天王寺長吏林家に伝わった膨大な文書群が資料集として公刊されるに先立ち、本誌においてその見どころ・読みどころが披露されることになっているが、小稿の目的は、やや趣を変え、これだけの文書群が、どのように我々の眼前に姿を現したのかを述べることにある。それほどに当文書には、秘された歴史がある。

さて、この「長吏文書」に出会うきっかけは、『新修神戸市史』の編纂にあったので、しばらくその経緯に触れる。「新修神戸市史」は、一九八二年六月二三日に開催された専門委員会（委員長高尾一彦神戸大学教授、当時）において、「歴史編」の編纂のために近世部会を置くことを決め、部会長として私が招かれた。同年九月二

九日の専門委員会が、私の最初に参加した委員会であった。その後、一九八三年三月二三日に、近世部会を開催、編纂事業が本格的に始まった。編纂事業は通常のように、史料編を先に出し、ついで本文編を出すという計画でなく、当初から、本文編のみの編纂・出版と決められていた。事務局は神戸市文書館に置かれ、木南弘氏が史料調査の先頭になって、史料を収集した。

手元の史料によると五年後の一九八七年三月二三日開催の部会では、執筆分担の検討が始まっている。神戸市史料調査会による史料調査が先行していた好事情も手伝い、本文編の作業が順調に進んでいたのである。のちにその中から「長吏文書」が出現する藤本文書の収集が始められたのは、その頃のことである。手元のノートには、一九八七年一月五日の部会とある。当時、調査委員（のちに執筆委員）であった桑田優氏が、神戸市立博物館に通い、その概要を収集したもので、席上、目録化の予定を告げている。なお藤本文書とは、関西学院大学教授であった藤木喜一郎氏が生前、収集された文書群で、後述の論文「大阪町奉行所管下に於ける司法警察制度について」の中で、自らが所蔵する「長吏文書」を利用したことを告げ、一躍、身分制研究者の注目を集めることになったものである。

桑田氏の努力によって出来上がった目録は、藤本文書を神戸市域に限って収集したもので、その目録にしたがつて見ている限りでは、「長吏文書」の姿は全く見えなかった。したがって市史執筆のために部分的に利用するぐらいにしか、当時は考えていなかった。そのうちのひとつに今回、史料として『長吏文書』に収められる弘化年間（一八四四―一八四八）の「稲・綿の作柄調べ」がある。

それは、西摂と河内のいくつかの地域について、稲と綿の作柄を書き上げた史料で、かなりまとまってあり、自然と目を留めた。差出人は、いくつかの事例から非人小頭や番非人と判断され、「上」と書いていることから、どこかに対しての報告であることも分かった。かつて摂津・河内の「郡中議定」を分析していた関係から、非人が、近世後期の地域社会の変動を考える上での鍵となる存在だという認識もしていたので、なおさら目を引かれ、「変わった史料」を使って、近世後期の地域社会を記述しようと考えた。そして一度は草稿を作ってみたが、史料の周辺が十分に確認されないで、最終的に断念し、『新修神戸市史 歴史編Ⅲ』には草稿を一切利用せず、一九九〇年前後に別の原稿を提出した。

しかしながら、それでもやはり気になった。「ひよっ

として」という思いが、消えなかったのである。桑田氏の作成した「藤木文庫仮目録」を繰っていると、この中には、撰津の非人関係史料がまとまって入っているのではないかと疑念が、湧いて消えなかったからである。その疑念を煽るように、内田九州男氏が、『悲田院文書』（一九八九年）の「あとがき」で、藤木氏と非人関係文書について、つぎのように書いていた。

これは全くの推測であるが、この悲田院文書は、あの大学紛争で氏の研究室が占拠されている渦中に流出し、氏自身そのことにお気付ではなかったのではなからうか。藤木氏には一九七八年五月長吏文書の閲覧をお願いして同文書を廃棄された経緯をお聞きして以来、何度か垣外番史料を初め貴重な史料をご教示いただいたが、初回は全く長吏文書のこととは話題にならなかったからである。

内田氏は『悲田院文書』を編纂する過程で、藤木氏が論文「大阪町奉行所管下に於ける司法警察制度について」（一九五九年）において、藤木氏所蔵の「長吏文書」として引用されている史料のうち一点が、悲田院文書に含まれていることを知り、悲田院文書は「長吏文書」の一部ではないかと推測したのである。この記述が強烈に私の記憶に残っていたのは、内田氏も述べるように、藤木

氏の同論文の所在を教えたのが、私だったからである。私はといえば、「撰河支配国」論（一九八〇年）を準備するなかで、藤木論文の存在を知り、そのなかに「長吏文書」として非人関係の史料が使われているのを記憶しており、なにかの機会にそれを内田氏に告げたのだと思う。そこから先の直感の内田氏独自のものだが、今更ながら鋭い推測であったというべきであろう。

そのような疑惑を抱えながら、私はただちに、現場に足を運んで「長吏文書」の確認をするという行動に出たわけではなかった。『新修神戸市史 歴史編Ⅲ』の出版を終えるという仕事が残っていたからで、それが済んだのは一九九二年三月のことである。そして実際に神戸市立博物館に足を運び、藤木文書の現物を見た最初は、手元の記録によると一九九三年七月一七日である。当時、博物館で古文書の担当であった問屋氏にお願いして、非人関係の史料を次々と出してもらって、その内容の素晴らしさに驚かすにおれなかった。「内田氏の勘は当たっている」と、その日のうちに確信した。引きつづき炎暑のなか、八月三十一日にも出向いているので、自分でもはやる気持ちがあったのであろう。

しかも驚いたのは、あれこれの史料の中から非人関係を探して、問屋氏が持ち出してくれたのではなく、一箱

丸ごとが持ち出され、その中味がすべて「非人関係」なのである。桑田氏の目録では断片の継ぎ接ぎと思われるが、実際は、一塊の史料であった。「これこそなくなったと言われていた長吏文書に違いない」との確信は、日を重ね出かけるたびに、増すばかりであった。とくにそう確信させたのは、「転びキリシタンの類族改」が次々と出てくるばかりか、その点数も、『悲田院文書』よりはるかに多いのである。

ここに至り、一点ごとにあらためて文書目録を取り直すことを決意し、問屋氏にその了解を得た。許可を得て、時間を見つけては、三宮の博物館に足を運んだ。学芸員室の近くに特別の場所を確保してもらい、ダンボール箱に入った文書を一点ずつ取り出しては、ザラ紙を切って作った縦長の付箋に、分類番号と年次・表題を書き込んでいった。準拠としたのはもちろん内田・岡本両氏の『悲田院文書』の分類、たとえば一由緒、七公役という分類に従った。作業途中の一九九五年一月一四日の『日記』には、「日に五〇点ほど」と書き残している。ひとりで頑張っても、遅々として進まないことへの愚痴が籠もっているが、それでも作業は、どうにか順調に進んでいたといえる。ところが三日後、目録取りを中断させる大事件が起きた。一月一七日早朝に起きた阪神・淡路大震災

である。

二 共同研究へ

地震の後は、その惨状の余りのすさまじさに、神戸市内に足を踏み入れ、調査を続行することはためらわれた。その結果、博物館に行く気力も失せ、目録取りは中断を余儀なくされた。その後、再開を決めたのが、それがいつのことだったのかは、手元の日記類を見ても思い出せない。おそらく一九九七年前後と思う。しかし再開を検討しても、とてもひとりでは手に負えないという実感が大きく、再開するとすれば、誰かと共同でやるべきだ、との思いが強くなっていったのである。

誰とやるべきか？ まず思い浮かんだのはもちろん、内田九州男氏である。『悲田院文書』と「長吏文書」が同一のものだと分かった以上、内田氏の協力を得るのがベストであるのはいうまでもない。そこで内田氏に連絡を取り、事情を説明した結果、同氏もおおいに関心をもたれ、博物館への調査の段取りをつけられたように記憶する。しかしながら諸般の事情があったのか、その進捗ははかばかしくなかったようである。その後どうするかと思案をしていた一九九七年三月に、奈良人権・部落解

放研究所主催の講演会への参加を求められ、コーディネーターの白井壽光氏に会う機会があった。網野善彦・朝尾直弘・宮田登・秋定嘉定の各氏らに混じって講演するという企画であったが、それを機に、白井氏との接点ができ、同氏を通じて、「大阪の部落史」編纂の大企画を聞くこととなった。

その後、一九九九年三月から翌年四月までアメリカで暮らすこととなったが、白井氏によればその間、二〇〇〇年に入って「大阪の部落史委員会」として調査を許され、委員会では、マイクロフィルム撮影に取り掛かっている。帰国後の二〇〇二年七月には、同氏から「神戸市立博物館「旧非田院文書」発見については貴方の示唆を得て、現在、研究会を立ち上げるところまで来ています。撮影のために作成した仮目録で一一〇〇点、刊本の五倍、内容的にはそれ以上の価値のあるものです」との連絡をいただいている。こうして、二〇〇二年の「長吏文書研究会」の発足となった次第である。

さて「長吏文書」に出会い、整理し、目録を取る過程で自分にもっとも関心のあったのは、目録番号でいうなら11公役、とくに「遠国御用」である。関連する文書の中に、天保八年（一八三七）二月、盗賊方与力内山彦次郎が、四国・西国に悪党逮捕に出かけたことを記すもの

があったが、それは二月一九日、大塩平八郎が蜂起したその日に、内山が大坂にいなかったことを教えた。この事実は、内山の「勤功書」（慶応大学図書館幸田成友文庫）にも書かれているが、そこには同心四名を伴ったことは記しても、四ヶ所の長吏小頭・若キ者が随行了したことは触れていない。また船で兵庫まで行ったとの記事もない。拙稿「内山彦次郎―大坂町奉行所与力の生涯」（初出一九九九年、のち『近世大阪地域の史的研究』二〇〇五所収）では、その事実を記しているが、それは出典こそ明示しないものの、「長吏文書」中の一史料によったものである。「遠国御用」については、それを含め、重要な事実がたくさん記されており、史料集『長吏文書』の発刊が心待ちにされる。

その一方、「長吏文書」と内山の「勤功書」を並べて見たときに、大きな断層があるのも気になった。内山は同行した同心の名前を記すが、長吏・小頭には一切触れない。反対に「長吏文書」中の史料は、同心の名前は記すが、与力の名が見えない。言い換えると、同心を媒介にしない限り、盗賊方与力と長吏仲間は接点を示さないのである。与力と比べて発掘の極めて少ない同心の史料が、切望される所以でもある。

「支配国」として、大坂町奉行所を中心とする地域支

配像を構想している身にとって、「長吏文書」の意義はたしかに大きい。ところが長吏・小頭の仲間文書である本文書から、ストリートに奉行にいたる支配の系統を解明するには、大きな断絶があるのである。この断絶は、奉行を起点に、長吏レベルに下降してみても納得される。その例として、注目しているのは「風聞書」である。

「風聞書」とはいわゆる探索書で、市中の動静を知る上で、市政支配には不可欠であった。文政期の西町奉行（在任一八二九―一八三三）新見正路の日記には、「風聞書」を命じる記事が多く見える。風聞探索は奉行から与力に命じられているのであるが、問題は、その先がどうなっているかである。一方、「風聞書」の実際については、安政期の東町奉行（在任一八五八―一八六一）一色直温の残した文書中に多数、収められている（二橋大学図書館幸田成友文庫）。宛名はないが、奉行のもとに届いていた証拠である。ならば誰が、それを作成し、どういうルートで奉行のもとに届いたのか？

一方、「長吏文書」中に、「風聞書」が多数あることは、彼らが作成の主体であったことを物語る。長吏・小頭から各地の非人番に命じられ、彼ら非人番から「風聞書」が上申されたと考えられるのである。問題はそれから先、奉行に至るルートである。おそらく長吏から惣代に上げ

られ、惣代から盗賊方同心を経て、盗賊方与力に上げられたと推測されるが、その具体的な解明が、「長吏文書」によって可能となるであろう。

一九九〇年前後から大坂町奉行に関心を寄せ、その史料を集中的に収集し、解読しているが、分かったのは、奉行その人からの手の届くのは与力までということである。したがって、つぎに与力史料に視点を移すと、八田家文書がその材料を提供した。与力から先には同心があり、長吏に至るのは、もう一段階も二段階も先のことがある。奉行や与力から長吏を繋ぐのは、「二階から目薬」のたとえのように、正確さという面ではきわめて覚束ない。「長吏文書」の出現によって、それがどの程度可能になるのか、あらためてチャレンジしてみたいと思う。

付記 小稿の前提となっている近世大坂地域の捉え方について

ては、『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二）および『近世大阪地域の史的研究』（清文堂、二〇〇五）を参照していただきたい。